

NO44 (2010.7.10)

OB 会 報

三河郷友会 OB 会

公益財団法人か、一般財団法人か

察 監 中村 民雄

OBの皆さん、すでにご存じのとおり、2006年5月26日に成立した「公益法人改革関連3法案」により、我が財団法人三河郷友会も現在は特例公益法人として、2013年11月までに公益財団法人か一般財団法人かを選択しなければなりません。

結論を先に述べると、我が三河郷友会是一般財団法人を目指そうと考えています。というのも、今回の改正で一番心配だった税制について、3段階になることがはっきりしたからです。①収益事業も含めて原則非課税、②収益事業のみ課税、③原則課税となります。もちろん、①の公益財団法人の場合は、原則非課税にするのですから、当然のことながら縛りがきつくなり、報告義務や開示義務が課されます。また、収益目的事業費率も「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、適正な費用を償う額を超えない収入で（収支相償）、公益目的事業、収益事業、経常的管理費の合計の50%以上を公益目的事業に支出（公益目的事業費率）するように事業を行わなければならない。」と、毎年のチェックが入ります。

これに対し、②③是一般財団法人の場合です。当初、この法案が審議されていた時に出版されていたのが①と③のみでしたから、我が三河郷友会も公益財団法人を目指さなければならないのかと不安視していました。しかし、現在の「収益事業のみ課税」という税制が生き残ったことにより、比較的縛りの緩やかな一般財団法人を目指そうと考えるようになりました。収益事業に対する税率は30%（所得金額年800万円以下の金額までは22%）というのは、一般財団法人もまったく同じで、この税率が一番心配していた点です。我が三河郷友会のように駐車場からの収益を頼りとする法人にとっては死活問題ですから、これがはっきりすれば、公益でも一般でも大差ないように感じました。

だからといって、簡単に移行手続きができる訳ではなく、これからやらなくてはならない課題が山と積まれています。最低でも1年はかかります。今年はまず、税理士事務所に依頼して「貸借対照表」や「損益計算書」を改正法人法の会計基準に合わせたものとししました。それとともに、寄付行為から定款への変更や最初の評議員を選定する方法など、もろもろの準備にとりかかったところです。また、「収益事業のみ課税」の一般財団法人とな

るには、非営利性が徹底された法人でなければならず、その条件を定款に組み込むことも考えています。その条件は、「定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること」「定款に解散時の残余財産が公益的な団体に帰属する旨の定めがあること」の2点です。これは現行の寄付行為を定款と読み替えるだけでほぼクリアできそうですので、比較的簡単に済みそうです。

また、移行認可申請のスケジュールは、最初に「公益目的支出計画」と「定款（寄付行為の変更）」を検討する必要があります。これが決まり次第、最初の評議員選定方法や評議員選定委員会運営規則、評議員選定委員の選任、移行後の評議員の定数など、今年の夏休み中を目途に決めなければなりません。これでやっと評議員選任方法についての認可申請（東京都教育委員会）となります。

次いで、今年の秋には臨時の理事会・評議員会を開催して、「最初の評議員の報告」、「代表理事、業務執行理事、監事の選任」、「定款の決定」、「一般財団法人への移行認可申請の決議」が行われた後、申請手続きとなります。この先の公益認定等審査会は、教育委員会から行政庁へと移り、許可通知が届くまでにさらに半年ほどかかります。しかも、行政庁への申請はすべて電子申請で行い、教育委員会の関係者でもこの先については何もわからないので、お答えできませんと言うばかりです。

ただ、困るのは、政権が不安定なため、解釈が微妙に変化したり、条文や手続きが時々かわったりするので多くの法人が様子見を決め込んでいることです。東京都教育委員会管轄下の財団法人の学生寮で、手続きを開始したという情報もありませんから、どの財団も右往左往しているのが現状のようです。また、漠然と公益財団法人を目指していても、その煩雑な手続きに対し、個人寄附や大口寄附が望めるのであれば、国税・地方税ともに優遇措置がとられるので積極的に進める価値があります。「個人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合、その寄附額から5,000円を差し引いた金額をその個人の所得から控除」されたり、「法人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、（所得金額の5.0%＋資本金等の額の0.25%）×1/2を限度として損金算入」できるというものです。

しかし、現実問題として考えた場合、愛知県や岡崎市から大口の寄付金が寄せられる可能性はほとんどないし、個人や企業からの寄付金もあてにはできないとなれば、自主運営の道を模索するしかないのが現状です。現に、愛知県の県費補助金も本年度から廃止されたし、三河部の市町村からの補助金は、昭和48年度を最後にいただいております。小生が寮監になったのは昭和49年4月、最後の補助金によって建設された駐車場の運営がはじまったばかりの時でした。

あれから三十数年、寮監としては、改築改修積立金として積み立ててきた資金を原資に、土地の有効活用を考えながら「公益目的支出計画」をたてる、自主運営路線がこれからの三河郷友会の進むべき方向ではないかと強く感じるようになりました。7月に開かれる理事会の席上でこのことをお話しし、正式に三河郷友会の「公益目的支出計画」として決議していただくつもりです。

OB各位におかれましても、将来構想に対するご意見やいろいろなアイデアをお持ちの方はどしどしお寄せいただけるとたいへん助かります。今後とも、引き続きどうかよろしくお願い申し上げます。（畢）

平成21年度事業報告並びに決算書

- 平成21年4月1日、新OB会員14名を迎えた。
- OB総会は2年ごとに開催することとし、本年は休会した。
- 『OB会報』第43号を発行した。

収入の部

	予算額	決算額	差異	備考
OB会費(普通)	600,000	498,000	102,000	3,000円×166口
OB会費(特別)	500,000	380,000	120,000	5,000円×76口
改築積立金募金	200,000	280,000	△ 80,000	20,000円×14口
百年史売上金	60,000	22,500	37,500	3冊
前年度繰越金	1,432,092	1,432,092	0	
計	2,792,092	2,612,592	179,500	

支出の部

	予算額	決算額	差異	備考
備人費	200,000	180,000	20,000	アルバイト代
通信費	300,000	251,840	48,160	はがき、切手代ほか
印刷費	100,000	24,108	75,892	会報第42号印刷代
事務用品費	50,000	25,134	24,866	事務用品代
振込手数料	20,000	20,750	△ 750	振込手数料
財政援助金	1,000,000	1,000,000	0	財団法人への財政援助ほか
次年度繰越金	1,122,092	1,110,760	11,332	次年度へ繰越
計	2,792,092	2,612,592	179,500	

平成22年度事業計画並びに予算書

- 平成22年4月1日、新OB会員18名を迎える。
- 平成22年11月2日、岡崎市において第29回OB総会を開催(予定)する。
- 『OB会報』第44号を発行する。

収入の部

	前年度	今年度	差異	備考
OB会費(普通)	600,000	600,000	0	3,000円×200口
OB会費(特別)	500,000	500,000	0	5,000円×100口
改築積立金募金	200,000	200,000	0	20,000円×10口
百年史売上金	60,000	60,000	0	7,500円×8冊
前年度繰越金	1,432,092	1,110,760	321,332	
計	2,792,092	2,470,760	321,332	

支出の部

	前年度	今年度	差異	備考
備人費	200,000	200,000	0	アルバイト代
通信費	300,000	300,000	0	はがき、切手代ほか
印刷費	100,000	100,000	0	OB会報第44号印刷代
事務用品費	50,000	50,000	0	事務用品代
振込手数料	20,000	20,000	0	振込手数料
財政援助金	1,000,000	500,000	500,000	財団法人への財政援助
次年度繰越金	1,122,092	1,300,760	△ 178,668	次年度へ繰越
計	2,792,092	2,470,760	321,332	

平成22年度OB会費納入について

三河郷友会OB会会則にもとづき、平成22年度の会費をご納入下さいますようお願い申し上げます。また、創立百年史の在庫が僅少となりましたので百年史をご希望の方は、郵便振替に「百年史」と明記し、ご注文ください。

なお、ご入金は郵便振替の用紙(00150-8-27434 三河郷友会)でお願いします。

会費等の内訳

普通会費 3,000円

特別会費(1口) 5,000円

百年史 7,500円

改築資金積立金(1口) 20,000円

*特別会費・改築資金積立金は、財団法人三河郷友会への「財政援助」として計上させていただきます。

(追記)

これまで、会費納入の有無にかかわらず、「OB会報」や「OB総会の案内状」はすべての方に発送して来ましたが、膨大な経費がかかり、発送作業も大変ですので今年度から少し精選させていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ あ と が き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

昨年4月から、新公益法人への移行対応の準備として酒井崇之氏を採用し、事務局の強化をはかりました。現在は、法務局や東京都庁への対応の傍ら、OB会の事務も手伝ってもらっています。また、E-mailも開設しましたので、下記の電話又はメールに何なりとご連絡して下さい。(寮監：中村)

OB会事務局 〒112-0002

東京都文京区小石川5-19-37

財団法人 三河郷友会学生会

OB会室 TEL 03-3946-0342

E-mail : mikawagoyukai2009@oasis.ocn.ne.jp